図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［略］	［略］	［略］	［略］
十二　都道府県知事	児童福祉法による保育士の登録に関する事務であって第十四条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第十四条で定めるもの
十二の二　児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の長	児童福祉法による地域限定保育士の登録に関する事務であって第十四条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第十四条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
百五十七　削除			
［略］	［略］	［略］	［略］
百六十　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十二条で定めるもの

情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十二　都道府県知事	児童福祉法による保育士の登録に関する事務であって第十四条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第十四条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百五十七　都道府県知事又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長	国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であって第百五十九条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第百五十九条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
百六十　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第百六十二条で定めるもの